



## 花火大会と盆踊りの夕べ2003（8月25日）

南部川村西本庄

南部川河川敷

フレッシュな梅の里を築いていこう

第12回目となる花火大会と盆踊りの夕べ2003が、南部川村西本庄 南部川河川敷で開催されました。

途中から雨模様となるあいにくのお天気となりましたが、地元高校生によるバンド演奏、盆踊りや南部中学校生徒による紀州梅林太鼓等の後、約250発の花火が打ち上げられ、南部川村内はもとより南部町からも多くの家族連れ等約5,000人が見物に訪れ、盛大なイベントとなりました。



### Contents

合併協議項目について .....2~4

南部町と南部川村の合併協議は、予定している10回の協議会のうち、平成15年7月末現在で第6回までの開催を終え、約70%の協議項目が協議・確認されたところです。

そこで今回は、第6回までに協議・確認された協議項目について、皆さんに再確認して頂きたいと思えます。

協議項目	提案日	協議・確認日	調整の方針
<b>I. 自治体の存立に関する基本的事項</b>			
合併の方式	平成14年11月9日(第1回)	平成14年12月11日(第2回)	南部町及び南部川村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併(対等合併)とする。
合併の期日	平成14年11月9日(第1回)	平成14年12月11日(第2回)	平成17年3月31日(合併特例法期限)までとする。
	平成15年5月15日(第5回)	平成15年5月15日(第5回)	合併の期日は、平成16年10月1日とする。(追加提案)
新町の名称	平成14年11月9日(第1回)	平成14年12月11日(第2回)	専門委員会を選定方法を選定し、協議会で決定する。
		平成15年5月15日(第5回)	専門委員会の報告を受けて、新町名は「みなべ町」に。
新町の事務所の位置	平成14年11月9日(第1回)	平成14年12月11日(第2回)	新町の事務所の位置は、南部町大字芝742番地(現在の南部町役場)とする。第二庁舎は、現在の南部川村役場(南部川村大字谷口299番地の1)とし、現在の高城支所(南部川村大字広野9番地)と、清川支所(南部川村大字清川2223番地)は存続する。
字の区域及び名称の取扱い	平成14年11月9日(第1回)	平成14年12月11日(第2回)	字の区域及び名称については現行のとおりとする。ただし、字の名称については、「大字」という文字を削除した名称に変更する。
財産及び債務の取扱い	平成15年8月27日(第7回)		
事務組織及び機構の取扱い	第8回(9月)に提案予定		
条例・規則の取扱い	平成14年11月9日(第1回)	平成14年12月11日(第2回)	条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう整備するものとする。
旧町村の慣行の取扱い	平成14年12月11日(第2回)	平成15年1月23日(第3回)	新町の町章・町民憲章・花、鳥、木・町歌については、合併までに調整し、新町において新たに定める。
<b>II. 合併特例法による特例法に関わる事項</b>			
議員定数及び任期の取扱い	平成14年11月9日(第1回)	平成14年12月11日(第2回)	新町における議会の議員等の定数及び任期の取扱いについては、専門委員会と協議し、協議会で決定する。
		平成15年1月23日(第3回)	専門委員会からの報告の後、次のとおり協議会で確認されました。 ①合併特例について…議会議員の任期・定数については合併特例法を適用せず、首長と同日選挙とする。 ②議員定数について…新町における議員定数は16名とする。 ③選挙区の設定について…合併後、住民の一体性の確保から、新町では全町一区とし選挙区は設置しない。
農業委員会の委員定数及び任期の取扱い	平成14年12月11日(第2回)	平成15年3月27日(第4回)	新町における農業委員会の選挙による委員の定数は20名とする。 南部町と南部川村の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、互選により20名の委員が新町の農業委員会の委員として在任する。 在任期間については、合併までに調整する。
地方税の取扱い	平成14年12月11日(第2回)	平成15年1月23日(第3回)	個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町(村)たばこ税・鉱産税・特別土地保有税については、町税として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 納期については、法定納期を基本とし、納税者の納付性を考慮し、各税目の納付月の重複を回避し、地域性(6月の農繁期)を加味し、統一納期を定める。 特別土地保有税については、地方税法第595条に規定する都市計画区域を有する市町村により免税点5,000㎡に統一する。

協議項目		提案日	協議・確認日	調整の方針
Ⅲ.事務事業の一元化に関わる事項				
特別職の職員の身分の取扱い		平成14年11月9日(第1回)	平成14年12月11日(第2回)	新町の職務執行者については、南部町長と南部川村長が別に協議して定める。特別職及び行政委員会委員等の身分については、法の特例に定めのある場合には、その規定を適用する。尚、当該規定のない場合は南部町長と南部川村長が協議して定める。
一部事務組合等の取扱い		平成14年12月11日(第2回)	平成15年1月23日(第3回)	2町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぎ、管理運営は現行どおりとする。 その他の一部事務組合については、2町村は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日当該組合に加入する。
使用料・手数料等の取扱い		平成15年5月15日(第5回)	平成15年7月18日(第6回)	窓口関係事務手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則により、合併時に統一する。
公共的団体等の取扱い		第8回(9月)に提案予定		
国民健康保険事業の取扱い		平成15年8月27日(第7回)		
介護保険事業の取扱い		平成14年12月11日(第2回)	平成15年1月23日(第3回)	①被保険者の資格管理等に関わる事務については、2町村に相違がないため現行どおりとし、新町に引き継ぐ。 ②要介護認定・要支援認定に関わる事務 Ⅰ. 認定調査については、職員が行うケースと委託との併用とし、委託料は1件につき在宅者は3,000円、施設入所者は2,500円とする。 Ⅱ. 認定審査会については、新町において二合議体とし、委員報酬については合併までに調整し、新町において定める。 ③保険料の徴収に関わる事務 Ⅰ. 第1号被保険者の保険料については、合併時に再算定し新保険料を設定する。尚、所得段階については、6段階方式とする。 Ⅱ. 第1号被保険者の普通徴収納期については、国民健康保険税の納期と調整する。
消防団の取扱い		平成14年12月11日(第2回)	平成15年1月23日(第3回)	消防団については、合併時に統合する。 ①南部町・南部川村の消防団の団員であるものについては、新町に引き継ぐものとする。 ②組織、階級、定員、訓練、出動体制、被服等の貸与、福利厚生については、合併までに調整し新町に引き継ぐものとする。 ③任用、報酬及び出勤手当については、合併までに調整し新町で定めるものとする。
各種事務事業の取扱い				
①	総務企画関係事業の取扱い	平成15年1月23日(第3回)	平成15年3月27日(第4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種事業補助について 住民活動支援補助金(ハード事業)については、地域活性化・ふるさとづくりの観点から存続する。補助対象者、補助対象事業、補助基準、補助率、補助金額等については、合併までに調整し一元化する。</li> <li>・行政機構及び職員配置について 新町の行政機構及び職員配置は、次の方針に基づき整備する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構</li> <li>②住民が利用しやすく、住民の声を反映することができる組織・機構</li> <li>③指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構</li> <li>④簡素で効率的な組織・機構</li> </ul> </li> <li>・選挙管理事務について 選挙管理事務については、合併後、新町において一元化する。</li> <li>・公有地の占有許可について 公有地の占有許可物件については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、占有料については合併後、全ての物件について適正な対価を徴収するものとする。</li> <li>・防災行政無線について 防災行政無線については、合併までに調整し合併時に一元化する。</li> </ul>
②	保健衛生事業の取扱い	平成15年1月23日(第3回)	平成15年3月27日(第4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種検診事業等老人保健事業について 新町における老人保健事業については、原則として現行のとおりとする。ただし、基本健康診査は集団検診として、個別検診は廃止の方向とする。各種検診については、検診の目的や効果などを検討し、その対象者、実施方法、実施会場等を調整して一元化を図る。</li> <li>・機能訓練事業について 機能訓練事業(リハビリ)については、介護保険制度を活用した事業とする。介護保険対象者以外の機能訓練については、新町において調整する。</li> <li>・高城診療所について 高城診療所については、現行どおりとする。</li> </ul>

協議項目	提案日	協議・確認日	調整の方針
③ 住民福祉事業の取扱い	平成15年 1月23日(第3回)	平成15年 3月27日(第4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所について 保育時間については、送迎の時間と合わせて調整する。又、土曜日の保育は、地域の特性を勘案し、新町において調整する。 南部川村で実施している保育所送迎バス運営への助成は、現状どおりとする。 乳幼児保育については、南部町の例による。 新町における保育料については、国の徴収基準の90%を目安に保育料を調整する。 ひかり保育所については、現行どおりとする。</li> <li>・高齢者福祉・障害者福祉関係事業について 国又は県が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、町域全体で実施するよう新町において調整する。 各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、町域全体で実施するよう新町において調整する。 高齢者福祉・障害者福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ町域全体の均衡を考慮し、新町において調整し実施するものとする。</li> <li>医療費助成等について (1)重度心身障害者医療費助成事業については、南部町の例とする。ただし、入院時の食事負担は対象外とする。 (2)乳幼児医療費助成事業については、南部川村の例とする。 (3)老人医療費助成については、南部町の例とする。 (4)ひとり親家庭医療費助成事業については、南部町の例とする。ただし、入院時の食事負担は対象外とする。 (5)精神障害者医療費助成事業については、南部町の例により重度心身障害者等医療費助成事業に一元化する。 (6)特別医療費助成事業については、南部町の例による。ただし、入院時の食事負担は対象外とする。 (7)妊産婦医療費助成事業及び赤ちゃん誕生祝金事業については、新町において次世代育成支援対策として検討する。</li> </ul>
④ 農林水産関係事業の取扱い	平成15年 3月27日(第4回)	平成15年 5月15日(第5回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業(農林業)振興協議会については、新町において新たに設置する。</li> <li>・農業関係団体への支援及び補助については、新町において調整する。</li> <li>・梅振興事業については、新町において引き続き実施する。梅振興団体への補助金、組織については、新町において調整する。</li> <li>・土地改良事業のうち、継続事業については現行の補助率で新町に引き継ぐ。新規事業については、事業採択時に新町において調整する。</li> <li>・農地災害及び農業施設災害復旧事業分担金については、南部町の例により調整する。</li> <li>・林業関係団体補助については、新町において調整する。</li> <li>・漁業関係団体補助については、新町において調整する。</li> </ul>
⑤ 商工観光関係事業の取扱い	平成15年 3月27日(第4回)	平成15年 5月15日(第5回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工関係団体補助については、新町において調整する。</li> <li>・商工関係まちづくり団体支援については、新町において調整する。</li> <li>・観光関係団体補助については、新町において調整する。</li> </ul>
⑥ 建設関係事業の取扱い	平成15年 3月27日(第4回)	平成15年 5月15日(第5回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域については、現行のとおり引き継ぎ、新町において調整する。</li> <li>・公営住宅家賃については、南部町の例により調整する。</li> </ul>
⑦ 環境衛生関係事業の取扱い	平成15年 5月15日(第5回)	平成15年 7月18日(第6回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ゴミ処理機購入費補助金については、合併時に要綱を統一し補助を実施する。</li> <li>・粗大ゴミ等の特別収集は、南部町の例により統一し実施する。南部川村で行っている粗大ゴミの拠点回収は、合併後も継続して実施する。拠点位置については、新町において検討する。</li> <li>・資源物(資源ゴミ)の拠点回収は、合併時に統一し継続して実施する。</li> <li>・一般廃棄物の収集、運搬及び処分に伴う分別と処分等については、現行どおりとし、合併の翌年度から統一して実施する。ゴミの分別の徹底を図るため、新町において指定ゴミ袋の導入を検討する。</li> </ul>
⑧ 上水道・簡易水道関係事業の取扱い	平成15年 5月15日(第5回)	現在協議中	
⑨ 下水道・集落排水関係事業の取扱い	平成15年 5月15日(第5回)	平成15年 7月18日(第6回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業集落排水未加入者の新規接続による費用の負担等については、合併時に統一する。農業集落排水使用料等については、現行どおりとし、合併後3年を目途に新町において、将来の人口の変動等を考慮した料金体系とする。</li> <li>・合併処理浄化槽設置補助については、現行どおり実施する。</li> </ul>
⑩ 学校教育関係の取扱い	平成15年 7月18日(第6回)	現在協議中	
⑪ 社会教育関係の取扱い	平成15年 7月18日(第6回)	現在協議中	
⑫ 社会福祉協議会の取扱い	平成15年 8月27日(第7回)		
IV. 新町建設計画	平成15年 5月15日(第5回)	現在協議中	

第8回合併協議会は9月22日(月)午後1時30分、南部町役場3階大会議室で行います。